

私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会
紀要・学内学会誌分担保存協定

(目的)

第1条 この協定は、私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会(以下「東海地区協議会」という。)に加盟する図書館(以下「加盟館」という。)の資料保存に関する負担を軽減するとともに、地区内での対象資料の保存を確実にし、その利用を円滑にすることを目的とする。

(参加)

第2条 加盟館はこの協定に参加することが出来る。参加を希望する図書館は、東海地区協議会に届出用紙(別紙1)で連絡するものとする。

(対象とする資料)

第3条 分担保存の対象とする資料は、各加盟校が刊行する当該大学の紀要・学内学会誌等とする。個々の保存館に対応する分担保存資料は別表1に定める。

(変更通知)

第4条 保存館は、保存資料の誌名変更、廃刊、新規の紀要・学内学会誌刊行等が生じた場合、年度末までに届出用紙(別紙2)をもって東海地区協議会に報告しなければならない。また、加盟館全体への通知は、翌年の総会にて報告する。

(保存の責任)

第5条 各加盟館は、各分担資料を責任を持って永久保存とすることとする。ただし、保存の中止については、東海地区協議会の承認を得ることとする。

(利用)

第6条 分担保存されている資料の利用については、原則として閲覧または複写によるものとする。利用が生じた場合、受付館は迅速に対応することとする。

(運営)

第7条 この協定に基づく分担保存の事務は、東海地区協議会相互協力委員会が行う。

(改廃)

第8条 本協定の改廃は、東海地区協議会の承認を必要とする。

附則

1. 本協定は、平成9年5月30日から施行する。